7　最初適用事業年度の前事業年度の末日において現に資本剰余金に整理されている償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等の額のうち、償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から行った繰入金の額に相当する額は、1から6までの補助金等の例により整理する（改正省令附則第6条第6項本文）。

ただし、最初適用事業年度以降の各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該減価償却額に応じて償却される当該繰入金に相当する長期前受金の額との差額が重要でないときは、この限りでない（改正省令附則第6条第6項ただし書）。

8　1から7までに定めるところにより整理した場合には、その旨及びその内容を注記する。

9　旧みなし償却規定を適用して減価償却を行っていた償却資産は、最初適用事業年度の初日以後は原則として第6章に定める方法により減価償却を行うことになるが、当該償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等について6（7においてその例により整理する場合を含む。）により引き続き資本剰余金として整理する場合は、引き続き旧みなし償却規定を適用して行っていた従前の例により減価償却を行う（改正省令附則第6条第8項）。

ただし、当該償却資産を最初適用事業年度の初日以後に改良した場合には、当該改良部分は別個の償却資産とみなして第6章に定める方法により減価償却を行う。

第4　リース会計に関する経過措置

最初適用事業年度の前事業年度の末日以前にリース契約に基づくリース期間が開始された契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、次のいずれかの方法により行う（改正省令附則第7条）。

(1)　最初適用事業年度の初日以後にリース期間が開始されたリース契約に係る取引と同様の扱いとする。この場合、最初適用事業年度の初日までの累積的影響額は特別損失として処理する。

(2)　最初適用事業年度の前事業年度の末日における未経過リース料相当額又は未経過リース料期末残高相当額（未経過リース料相当額から利息相当額を控除して得た額に相当する額をいう。以下同じ。）を取得原価とし、最初適用事業年度の初日に取得したものとしてリース資産に計上する。未経過リース料期末残高相当額を取得原価とした場合、最初適用事業年度の初日以後の残存期間における利息相当額については、その総額をリース期間中の各事業年度に定額で配分することができる。

(3)　引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。この場合にはその旨を注記しなければならない。

○法務省告示第三十三号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）附則第六条第一項の規定により、同項の登記手続を次のように指定する。

この指定は、平成二十四年一月三十日から効力を生ずる。

平成二十四年一月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

登記所	
札幌法務局	信託目録に係る登記手続
札幌法務局北出張所	信託目録に係る登記手続
札幌法務局白石出張所	信託目録に係る登記手続
札幌法務局南出張所	信託目録に係る登記手続
札幌法務局西出張所	信託目録に係る登記手続
札幌法務局江別出張所	信託目録に係る登記手続
札幌法務局恵庭出張所	信託目録に係る登記手続
札幌法務局小樽支局	信託目録に係る登記手続
札幌法務局室蘭支局	信託目録に係る登記手続
札幌法務局岩見沢支局	信託目録に係る登記手続
札幌法務局苫小牧支局	信託目録に係る登記手続
札幌法務局滝川支局	信託目録に係る登記手続
札幌法務局倶知安支局	信託目録に係る登記手続
札幌法務局口高支局	信託目録に係る登記手続
函館地方法務局	信託目録に係る登記手続
函館地方法務局江差支局	信託目録に係る登記手続
函館地方法務局八雲支局	信託目録に係る登記手続
旭川地方法務局	信託目録に係る登記手続
旭川地方法務局留萌支局	信託目録に係る登記手続
旭川地方法務局稚内支局	信託目録に係る登記手続
旭川地方法務局紋別支局	信託目録に係る登記手続
旭川地方法務局名寄支局	信託目録に係る登記手続
釧路地方法務局	信託目録に係る登記手続
釧路地方法務局帯広支局	信託目録に係る登記手続
釧路地方法務局根室支局	信託目録に係る登記手続
釧路地方法務局北見支局	信託目録に係る登記手続
釧路地方法務局中標津出張所	信託目録に係る登記手続
帯広法務局	信託目録に係る登記手続
仙台法務局名取出張所	信託目録に係る登記手続
仙台法務局石巻支局	信託目録に係る登記手続
仙台法務局塩竈支局	信託目録に係る登記手続
仙台法務局古川支局	信託目録に係る登記手続
仙台法務局気仙沼支局	信託目録に係る登記手続
仙台法務局大河原支局	信託目録に係る登記手続
仙台法務局登米支局	信託目録に係る登記手続
青森地方法務局	信託目録に係る登記手続
青森地方法務局弘前支局	信託目録に係る登記手続
青森地方法務局八戸支局	信託目録に係る登記手続
青森地方法務局五所川原支局	信託目録に係る登記手続
青森地方法務局十和田支局	信託目録に係る登記手続
青森地方法務局むつ支局	信託目録に係る登記手続
盛岡地方法務局	信託目録に係る登記手続
盛岡地方法務局宮古支局	信託目録に係る登記手続
盛岡地方法務局水沢支局	信託目録に係る登記手続
盛岡地方法務局大船渡出張所	信託目録に係る登記手続
盛岡地方法務局花巻支局	信託目録に係る登記手続
盛岡地方法務局一関支局	信託目録に係る登記手続
盛岡地方法務局二戸支局	信託目録に係る登記手続
秋田地方法務局	信託目録に係る登記手続
秋田地方法務局能代支局	信託目録に係る登記手続
秋田地方法務局大館支局	信託目録に係る登記手続
秋田地方法務局本荘支局	信託目録に係る登記手続
秋田地方法務局湯沢支局	信託目録に係る登記手続
秋田地方法務局大曲支局	信託目録に係る登記手続
山形地方法務局	信託目録に係る登記手続
山形地方法務局村山出張所	信託目録に係る登記手続
山形地方法務局米沢支局	信託目録に係る登記手続
山形地方法務局鶴岡支局	信託目録に係る登記手続
山形地方法務局酒田支局	信託目録に係る登記手続
山形地方法務局新庄支局	信託目録に係る登記手続
山形地方法務局寒河江支局	信託目録に係る登記手続
福島地方法務局	信託目録に係る登記手続
福島地方法務局二本松出張所	信託目録に係る登記手続
福島地方法務局若松支局	信託目録に係る登記手続
福島地方法務局田島出張所	信託目録に係る登記手続
福島地方法務局郡山支局	信託目録に係る登記手続
福島地方法務局いわき支局	信託目録に係る登記手続